

事件名 窃盗

被疑者

準抗告申立書

福岡地方裁判所 支部 御中

弁護人 西 嶋 正 信

電話番号

①平日 9 ～ 17 時（12 ～ 13 時を除く）

093-531-3515

②上記以外

上記被疑者に対する上記被疑事件について、令和7年11月28日に簡易裁判所裁判官がした勾留延長の裁判には不服があるので、以下のとおり準抗告の申立てをする。

申 立 の 趣 旨

- 1 原裁判を取り消す
 - 2 検察官の勾留延長請求を却下する
- との裁判を求める。

申 立 の 理 由

第1 事案の概要

本件は、被疑者が、と共謀の上、令和7年8月日に、市内の店舗2店（）からを窃取したとして逮捕勾留されている事案である。

第2 刑訴法208条2項の「やむを得ない事由」がないこと

やむを得ない事由とは、事件の複雑困難、あるいは証拠収集の遅延若しくは困難等により勾留期間を延長して更に捜査を遂げなければ、起訴若しくは不起訴の決定をすることが困難な場合をいう（最判昭和37年7月3日民集16巻7号1408頁参照）。

本件において、勾留延長の理由は、①証拠物検討未了、②引き当て捜査未了、③処分決定上必要な余罪取調べのため、④処分決定上影響する示談交渉結果確認未了、⑤被疑者取調べ未了である。

①については、証拠物についてどのような捜査が未了なのか不明確ではあるものの、本件窃盗事件は発生から3か月以上が経過しており、原裁判時点までに必要な証拠収集がされているはずである。検察官の終局処分の判断に不可欠な証拠物については、すでに収集済であるか収集不能と考えられるが、仮に収集した証拠物があり、その証拠物の検討が必要なのであれば、遅くとも10日間の勾留期間内に必要な捜査を終えておくべきである。したがって、①は延長の理由にはならない。

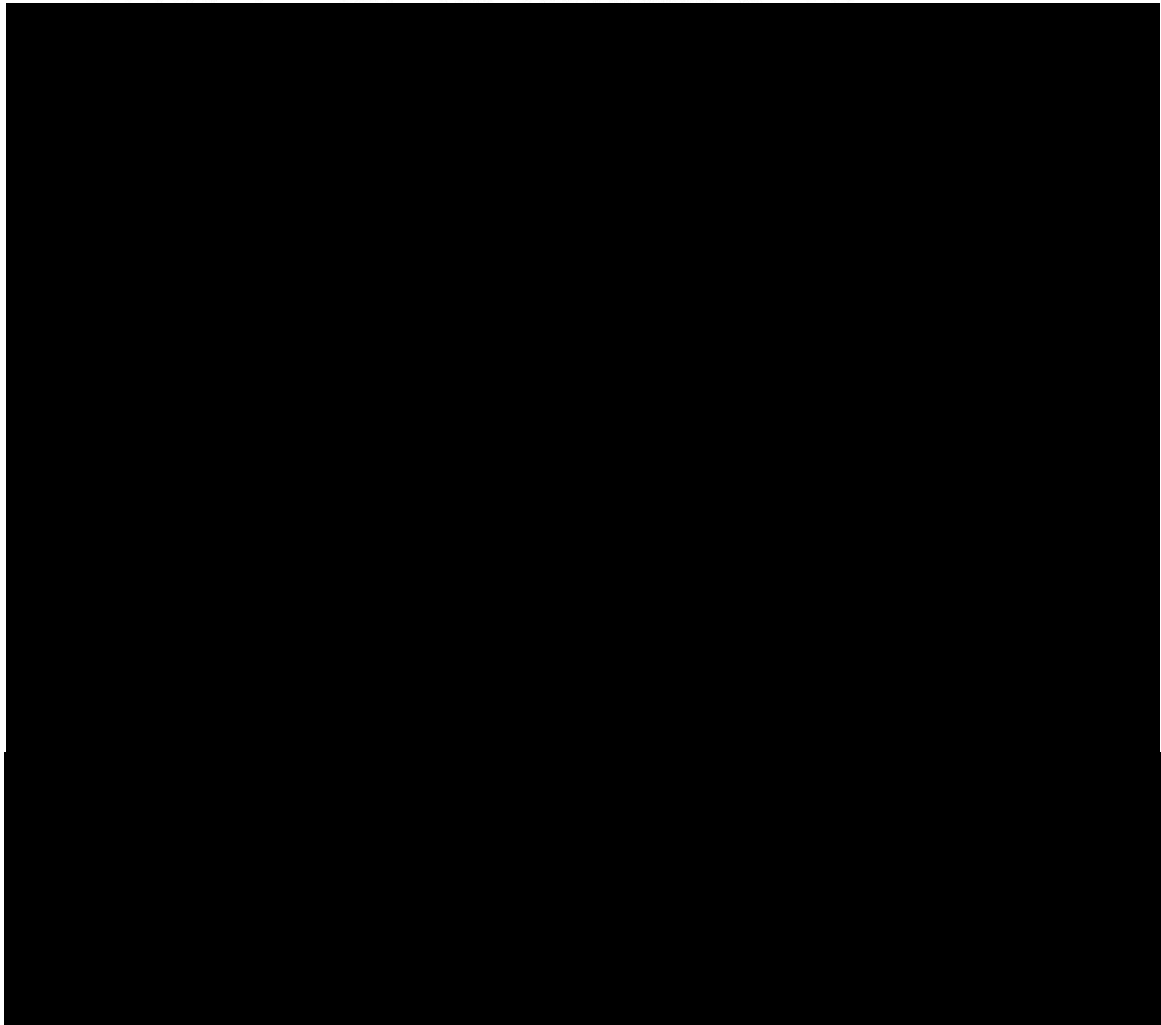
②及び⑤については、被疑者は、勾留決定前の令和7年[]日に、取調べは受けない旨の通告書を作成しており（[]署には原本、検察官にはファックスで提出済みであるため、一件記録に綴られているはずであるが、念のため予備の原本を提出する＝添付資料1）、取調べを受けない意思を明確にし、実際に通告書提出以降は取調べは受けていない。このような状況で、取調べ未了を勾留延長理由とすること自体不適切である（高知地決令和6年10月7日参照）。また、被疑者は、今後も引き当たり捜査も取調べも拒否するため、延長後さらに10日の間に、捜査機関が取調べで供述を得たり引き当たり捜査を実施したりすることは不可能である。したがって、証拠収集の可能性はなく（令状実務詳解補訂版432頁）、延長の理由にはなりえない。

④については、先行する窃盗事件において、捜査担当検察官は示談成立を確認したはずであるのに（示談書の日付は令和7年[]日であり＝添付資料2、当職は同月13日に国選弁護人であった[]弁護士に検察官にファックスするよう依頼をした）、その後に令和7年[]日付けで公判請求している（福岡地裁[]支部令和7年（わ）第[]号）。先行事件についての以上の経緯からすると、本件においても、示談交渉の推移如何が終局処分に影響を与えるとは思われない。

③についても、検察官は、上述のとおり令和7年[REDACTED]日に、先行する同種の窃盗事件について公判請求しているのであり、本件についても余罪取調べをしなければ終局処分が決定できないということは考えられない。

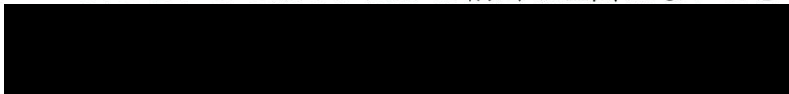
以上のことから、①～⑤はいずれも勾留延長の理由とはならない。すなわち、検察官は原則どおり、当初の10日間の勾留期間中に捜査を終えて終局処分を決めるべきだったのであり、本件においては、勾留延長を認めるべきやむを得ない事由は存在しない。

第3 罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由がないこと



以上のことから、本件は刑訴法60条1項2号に該当しない。

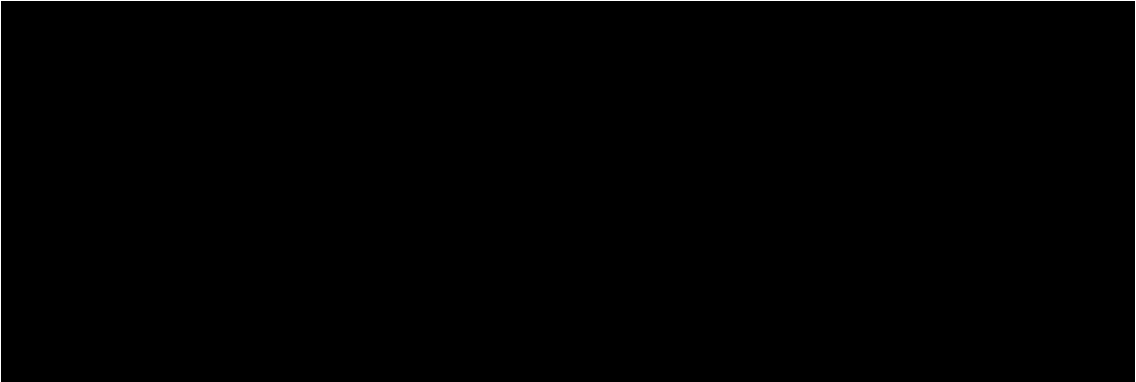
第4 逃亡をすると疑うに足りる相当な理由はないこと



4 結論

本件は刑訴法 60 条 1 項 3 号に該当しない。

第 5 勾留の必要性はないこと



よって、本件では被疑者の身体を拘束すべき必要性よりも身体拘束による不利益の方が大きいから、勾留の必要性は認められない。

第 6 結語

以上により、本件被疑事実について、勾留を延長する「やむを得ない事由」はなく、そもそも勾留の理由も必要性もない。したがって、原裁判は取り消されるべきであり、検察官の勾留延長請求は却下されるべきである。

以上

(添付資料)

1 令和7年 日付け通告書

2

3

4

5

6

7

8

9

以上